

第 3 回常陸大宮市議会定例会議案

令和 8 年 9 月 1 日

常 陸 大 宮 市

○目次

報告第11号	市が出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について	P1
報告第12号	令和7年度決算に基づく健全化判断比率について	P3
報告第13号	令和7年度決算に基づく資金不足比率について	P5
報告第14号	債権の放棄について	P7
報告第15号	債権の放棄について	P9
議案第54号	令和7年度常陸大宮市一般会計歳入歳出決算の認定について	P11
議案第55号	令和7年度常陸大宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	P13
議案第56号	令和7年度常陸大宮市公営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	P15
議案第57号	令和7年度常陸大宮市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	P17
議案第58号	令和7年度常陸大宮市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P19
議案第59号	令和7年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	P21
議案第60号	令和7年度常陸大宮市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	P23
議案第61号	令和7年度常陸大宮市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	P25
議案第62号	常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例	P27
議案第63号	常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	P31
議案第64号	令和8年度常陸大宮市一般会計補正予算(第3号)	別冊
議案第65号	令和8年度常陸大宮市介護保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第66号	令和8年度常陸大宮市上水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
議案第67号	副市長の選任について	P37
議案第68号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P39
議案第69号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P41
議案第70号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	P43

報告第 1 1 号

市が出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項及び常陸大宮市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（令和元年常陸大宮市条例第 2 7 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、市が出資している法人の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

報告第 1 2 号

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率を、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 1 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和7年度決算に基づく健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.8	35.8
(12.86)	(17.86)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 括弧内は、常陸大宮市に係る早期健全化基準を記載している。

報告第 13 号

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく資金不足比率を、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 1 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和7年度決算に基づく資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
上水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

備考

資金不足比率がない（算定されない）場合は、「—」を記載している。

報告第 1 4 号

債権の放棄について

常陸大宮市債権管理条例（令和 4 年常陸大宮市条例第 1 9 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり非強制徴収債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

債権の名称	件数	金額	放棄した事由 (債権管理条例第 15 条 第 1 項の該当規定)	債権放棄日
学校給食費	1 件	19,000 円	第 1 号（生活困窮）	令和 8 年 3 月 31 日
学校給食費	1 件	70,400 円	第 2 号（自己破産）	令和 8 年 3 月 31 日
学校給食費	16 件	1,007,855 円	第 6 号（消滅時効）	令和 8 年 3 月 31 日
学校給食費	3 件	123,600 円	第 7 号（所在不明等）	令和 8 年 3 月 31 日
合計	21 件	1,220,855 円		

令和 8 年 9 月 1 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

報告第 15 号

債権の放棄について

常陸大宮市債権管理条例（令和 4 年常陸大宮市条例第 19 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり非強制徴収債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

債権の名称	件数	金額	放棄した事由 (債権管理条例第15条 第1項の該当規定)	債権放棄日
水道料金	24件	419,930円	第 6 号(消滅時効)	令和8年3月31日

令和 8 年 9 月 1 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 4 号

令和 7 年度常陸大宮市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度常陸大宮市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 5 号

令和 7 年度常陸大宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度常陸大宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 6 号

令和 7 年度常陸大宮市公営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度常陸大宮市公営墓地特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 57 号

令和 7 年度常陸大宮市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度常陸大宮市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 58 号

令和 7 年度常陸大宮市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度常陸大宮市温泉事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 59 号

令和 7 年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 6 0 号

令和 7 年度常陸大宮市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度常陸大宮市上水道事業剰余金処分計算書のとおり利益の処分をすることについて議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度常陸大宮市上水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 6 1 号

令和 7 年度常陸大宮市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度常陸大宮市下水道事業剰余金処分計算書のとおり利益の処分をすることについて議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度常陸大宮市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 6 2 号

常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例

常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）等の改正に伴い、常陸大宮市印鑑条例（昭和 5 5 年大宮町条例第 3 号）の一部を改正する必要性が生じたため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例

常陸大宮市印鑑条例（昭和 5 5 年大宮町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「個人番号カード（」を「個人番号カード，出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

改正条文説明

第13条

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請時に、個人番号カードのほか
特定在留カード又は特定特別永住者証明書を使用できるようにするものです。

附則

この条例は、公布の日から施行します。

議案第 6 3 号

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第
6 1 号）等の一部改正に伴い、常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例（平成 2 6 年常陸大宮市条例第 2 2 号）及び常陸大宮
市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年常
陸大宮市条例第 1 7 号）の一部を改正する必要があるため、本条例を提案す
るものです。

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

(常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第1条 常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例(平成26年常陸大宮市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用す
る法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校
設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等
のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定す
る児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び
児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、
児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、
支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接する
ものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事
実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第2条 常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例(令和7年常陸大宮市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において
準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等
(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止
等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規
定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、
及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するた
め、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のう
ち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接す
るものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事
実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

改 正 条 文 説 明

(常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条

第 1 3 条

事業者に対する児童対象性暴力等の防止に係る措置を講ずる義務規定を設けるものです。

(常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条

第 1 3 条の 2

事業者に対する児童対象性暴力等の防止に係る措置を講ずる義務規定を設けるものです。

附 則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

改 正 条 文 説 明

附則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行します。

議案第 6 7 号

副市長の選任について

下記の者を副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 6 2 条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 萩本 浩志
●●●●年●●月●●日生

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

欠員となっている副市長に、令和 8 年 1 0 月 1 日付けで萩本 浩志 氏を選任
したため、提案するものです。

議案第 68 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 相田 寿美
●●●●年●●月●●日生

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員 相田 寿美 氏が令和 8 年 9 月 27 日で任期満了となることから、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいため、提案するものです。

議案第 69 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 鈴木 史彦
●●●● 年●●月●●日生

令和 8 年 9 月 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員 鈴木 史彦 氏が令和 8 年 9 月 27 日で任期満了となることから、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいため、提案するものです。

議案第70号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 粒良 最一
●●●●年●●月●●日生

令和8年9月1日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

人権擁護委員 廣木 なほ子 氏が令和8年12月31日で任期満了となることから、新たに 粒良 最一 氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいため、提案するものです。